

有限会社中央市場 ビフカード会員規約

1. 本規約の目的

本規約は、有限会社中央市場(〒014-0206 秋田県大仙市長戸呂字蛭川端 38 番地以下「当社」という)が発行する「ビフカード」について規定するものであり、「ビフカード」会員(以下「会員」という)が「ビフカード」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、「ビフカード」のサービスに付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されるものとします。

2. 会員資格

会員とは、本規約を承認の上、当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に提出された申込書は、当社の責任において管理を行い、返却は行わないこととします。尚、申し込み時点で 15 歳以下の方は、入会の申し込みに親権者の同意が必要となります。

3. カードの貸与と取扱

(1)当社は、原則会員 1 名につき、1 枚の「ビフカード」を発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。(2)会員は、「ビフカード」を貸与された時は、直ちに「ビフカード」の署名欄にサインを行い、会員管理の下、「ビフカード」を利用し、保管するものとします。(3)「ビフカード」は署名欄にサインされた会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。(4)会員は、「ビフカード」の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. ビフカードの発行料

(1)会員は、「ビフカード」発行に伴い当社所定の発行料を支払うものとします。(2)当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行料はお返しいたしません。

5. 届出事項の変更

(1)会員は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。(2)会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても異議ないものとします。

6. ビフカードの紛失・盗難

(1)会員は、「ビフカード」を紛失・盗難にあった場合、直ちに当社に申し出て、所定の手続きを行なうものとします。(2)会員が「ビフカード」の紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

7. ビフカードの再発行

紛失・盗難・毀損・滅失等の理由により会員が「ビフカード」の再発行を希望した場合に当社所定の申込用紙を提出し再発行するものとします。この場合、会員は当社所定の発行料を支払うものとします。

8. 退会・会員資格の喪失及び利用停止等

(1)会員の都合により退会する時は、当社所定の届出をするともに、「ビフカード」の返却をするものとします。(2)会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による「ビフカード」の利用を直ちに中止させることができるものとします。①「ビフカード」を偽造または変造もしくは改ざんした場合。②「ビフカード」を不正に使用・利用した場合。③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)。(4)その他、会員が本規約に違反した場合。(5)上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。(3)前項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、「ビフカード」を返却するものとします。

9. 反社会的勢力の排除

会員は、暴力団員(暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜「カ」もしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

10. ビフカードのサービス提供

(1)会員は、当社直営店^レで「ビフカード」を利用してサービスの提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・たばこ・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。(2)一部対象とならない売場があります(委託催事、自販機などの「ビフカード」対応店^レにて精算を行わない売場、直営以外の店舗内テナント)。(3)会員が当社直営店^レにおいて「ビフカード」を利用してサービスの提供を受ける場合に利用できる「ビフカード」の枚数は、1 枚に限ります。また、「ビフカード」の他「おおよび、クレジット」との併用はできないものとします。(4)会員は、当社が提供する付帯サービスおよび特典利用に関する規約がある場合には、それに従うものとします。

11. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項および「ビフカード」のサービス利用履歴等の情報(以下「個人情報」という)を、当社が「ビフカード」会員規約に定める「ビフカード」個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することと同意するものとします。

12. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社変更内容を告知した後、会員が「ビフカード」を利用したとき、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

13. ビフカードのサービスの終了

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知する

ことにより、「ビフカード」のサービスを全面的に終了することができるものとします。①社会情勢の変化。②法令の改廃。③その他当社のやむを得ない都合による場合。

14. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

15. 業務委託

当社は、本規約に基づく「ビフカード」のサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

16. 準拠法

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法によるものとします。

17. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

有限会社中央市場 ビフカード 個人情報の取扱いに関する重要事項

有限会社中央市場(以下「当社」という)が管理している「ビフカード」会員(以下「会員」という)の個人情報の取り扱いについて、本重要事項をよくお読みください。

1. 個人情報の保有

(1)会員は「ビフカード」入会申込書に記入された個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・年齢・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス、および、「ビフカード」に印字されているカード番号、および、「ビフカード」の契約日・発行日を当社が、保有することに同意するものとします。また、「ビフカード」の利用による会員のお買上情報を保有することも同意するものとします。(2)会員が入会申込書に記載事項の記載を希望しない場合、当社は本申し込みをお断りすることがあります。

2. 個人情報の利用

会員は、当社が下記の目的のために前記 1.会員の個人情報を利用することに同意するものとします。(1)郵送・電話・電子メールの方法により、販売促進・商品情報・生活情報・セール各種ご優待・アワードサービスについての営業活動のご案内。(2)市場調査・購買動向調査のマーケティング活動や商品開発。(3)会員の落し物や忘れ物の業務に付随するご連絡。

3. 個人情報の開示

会員は当社に対して、会員本人に関する個人情報を開示するよう、書面により請求することができるものとします。また開示の請求にあたっては当社の定める方法で、開示請求人が会員本人であることを確認することを予め承認した上で、当社が指定する公的証明書を開示請求書面に添付するものとします。開示の結果、当社が保有している会員の個人情報が、万一、不正確あるいは誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正するものとします。

4. 本重要事項の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員が「ビフカード」を利用したとき、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

有限会社中央市場 ビフカード ボイント規約

1. 本規約の目的

本規約は、有限会社中央市場(以下「当社」という)が発行する「ビフカード」に付帯する「ボイント」について規定するものであり、会員が「ビフカード」を使用して「ボイント」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、「ボイント」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されるものとします。

2. ボイントの加算

(1)当社店舗において、レジにて精算の際、「ビフカード」を提示した場合、1 回のお買上金額 200 円(税抜)につき 1 ボイントが加算されます。(2)レジにて精算の際、現金でも「ビフマネ」を利用しての支払いでもボイントが加算されます。なお、「ビフカード」の提示がない場合はボイントの加算を行わないものとします。(3)一部ボイント加算の対象とならない商品があります(商品券、たばこ、プリペイドカード、ギフト券などの金券類、送料、箱代、マイバッグ、市町村ゴミ袋、カード登録料など当社が指定する商品)。(4)一部ボイント加算の対象とならない売場があります(委託催事、自販機などの「ビフカード」対応店^レにて精算を行わない売場、直営以外の店舗内テナント)。(5)お買上金額の内、サービス券ご利用金額分は、ボイント加算対象外となります。

3. ボイントの利用

(1)累積されたボイントが 500 ボイントになると、当社店舗で利用のできる 500 円のサービス券を当社店舗の直営店^レにて自動発券するものとします。なお、サービス券を利用した場合、500 円未満のお買物に際し、お釣りはお渡しできません。(2)ボイントはいかなる場合も現金に換金できないものとします。(3)会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともに「ビフカード」を提示し、当該返品商品のお買上時に加算したボイント数を減算いたします。(4)一部サービス券の利用ができない商品があります(商品券、プリペイドカード、ギフト券などの金券類など当社が指定する商品)。

4. カード再発行時のボイント

会員が「ビフカード」の規約に基づきカードを再発行した場合は、ボイントは再発行されたカードに引き継がれるものとします。なお、利用停止措置が完了する前に第三者にボイント残高を使用した場合など、当社所定の方法で確認できなかったボイントについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. 権利の喪失

会員が「ビフカード」の規約に基づき会員資格を喪失した場合、本規約における会員の権利も会員資格の喪失と同時に喪失するものとします。ただし、発券済の 500 円サービス券の利用についてはこの限りではありません。

6. 権利の譲渡などの禁止

会員は、本規約に関する権利を他人に貸与、譲渡または担保提供、相続させることはできないものとします。

7. ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は、お買い上げ日の翌月から1年後の月末までとします。有効期限内までに利用されなかったポイントは自動的に無効となるものとします。

8. サービス券の有効期限

サービス券の有効期限は発券された日から3ヶ月とします。サービス券が破損・擦損・焼損・劣化など券面の印刷表示が認識できない場合は、当該サービス券は無効となるものとします。

9. ポイントおよび本規約の変更・廃止

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員が「フレカド」を利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

有限会社中央市場「フレカド」利用規約

1. 本規約の目的

本規約は、有限会社中央市場(以下、「当社」という)が発行する「フレカド」に付帯する「フレカドサービス」について規定するものであり、会員が「フレカド」を使用して「フレカドサービス」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、「フレカドサービス」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が別に定める規約が適用されるものとします。

2. 定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

(1)「フレカド」とは、当社が発行した「フレカド」に記録される金銭的価値を証するものをいいます。(2)「フレカドサービス」とは、会員が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により「フレカド」チャージされた「フレカド」を利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。(3)「フレカド機能」とは、「フレカドサービス」を受けられる機能のことをいいます。(4)「フレカドチャージ」とは、4.「フレカドチャージ」に定める方法により、会員が「フレカド」に「フレカド」を加算することをいいます。(5)「フレカド残高」とは、会員が利用可能な「フレカド」の金額をいいます。

3. 不正使用等の禁止

(1)会員は「フレカド」に付与された本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。(2)会員は、「フレカド」の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. 「フレカド」チャージ

(1)会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位で「フレカド」チャージすることができ、一度のチャージの限度額は47,000円以下とするものとします。(2)会員は、1枚の「フレカド」に対して、「フレカド」残高が100,000円超となる「フレカド」チャージはできないものとします。

5. 「フレカドサービス」の利用

(1)会員は、当社直営店[※]で「フレカドサービス」を利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2)一部対象とならない売場があります(委託催事、自販機などの「フレカド」対応レジにて精算を行わない売場、直営以外の店舗内テナント)。

(3)会員が当社直営店[※]で「フレカドサービス」を利用して商品等の購入または提供を受ける場合、「フレカド」残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(4)会員は、当社直営店[※]において、商品等の購入または提供を受け、「フレカドサービス」を利用し、「フレカド」残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。その場合、「フレカド」とその他カードおよび、クレジットの併用はできないものとします。

(5)会員が当社直営店[※]において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる「フレカド」の枚数は、1枚に限ります。

(6)会員は、「フレカドサービス」を利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される「フレカド」残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社直営店[※]またはサービスカウンターに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該「フレカド」残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. 「フレカド」残高

(1)「フレカド」残高は、「フレカドサービス」利用時のレシート、チャージ機及び本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。

(2)最後に「フレカドサービス」を利用した日および最後にチャージした日は、本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。

(3)会員は、最後に「フレカドサービス」を利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に「フレカド」残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われずものとします。

(4)会員が「フレカド」の退会または会員資格を喪失した時点で、「フレカド」残高は失効し、現金の払い戻しは行われずものとします。

7. 「フレカド」の移行

会員は、当社が認めた場合を除き、「フレカド」を他の「フレカド」に移行することはできないものとします。

8. 「フレカドサービス」の利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、「フレカド」チャージすること、「フレカドサービス」を利用すること、ならびに「フレカド」残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1)当社が「フレカドサービス」を提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2)「フレカド」の破損、または当社直営店[※]の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。(3)その他やむを得ない事由のある場合。

9. 退会および会員資格の喪失

(1)会員は、当社所定の方法により退会をすることができるものとします。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、「フレカドサービス」の利用ができなくなります。

(2)会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による「フレカド」の利用を直ちに中止させ、「フレカド」残高をゼロとすることができるものとします。①「フレカド」または「フレカド」を偽造または変造もしくは改ざんした場合。②「フレカド」または「フレカド」を不正に使用・利用した場合。③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)。④その他、会員が本規約に違反した場合。⑤上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

(3)前項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、「フレカド」を返却するものとします。

10. 換金等の不可

15.「フレカドサービス」の終了の場合を除き、「フレカド」の換金または現金の払戻しはできないものとします。

11. 「フレカド」の破損・汚損・磁気不良時の再発行等

「フレカド」が再発行された場合、本人の証明を確認の上、当社所定の方法で照会された「フレカド」残高が再発行された「フレカド」に引き継がれるものとします。再発行料は当社所定の発行料を支払うものとします。

12. 「フレカド」の紛失・盗難等の再発行

(1)紛失・盗難により「フレカド」が再発行された場合、当社による「フレカド」の利用停止措置が完了した時点の「フレカド」残高は再発行された「フレカド」に引き継がれるものとします。

(2)会員が「フレカド」の紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、「フレカド」残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3)会員が紛失・盗難届出時に「フレカド」残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した「フレカド」に残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(4)紛失・盗難による「フレカド」再発行の場合、当社所定の発行料を支払うものとします。

13. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項および「フレカドサービス」の利用履歴等の情報(以下「個人情報」という)を、当社が「フレカド」会員規約に定める「フレカド」個人情報の取扱いに関する重要事項に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

14. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員が「フレカド」を利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

15. 「フレカドサービス」の終了

(1)当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、「フレカドサービス」を全面的に終了することができるものとします。

①社会情勢の変化 ②法令の改廃 ③その他当社のやむを得ない都合による場合(2)前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、「フレカド」残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから法律で定められた一定期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

16. 制限責任

8.「フレカドサービス」の利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、会員が「フレカドサービス」を利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

17. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

18. 業務委託

当社は、本規約に基づく「フレカドサービス」運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

19. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

「フレカド」に関する相談窓口



有限会社中央市場「フレカド」お客様相談室
〒014-0206
秋田県大仙市長戸呂蛭川端 38 番地
TEL. 0120-998-075(10:00-18:00)
※年末年始土日祝日を除く

有限会社中央市場 ビルマネー利用規約 追記事項

20.カード有効期限

カード有効期限を超過し、使用不可となった後であっても、ビルカードに電子マネーの残高があり、お客様からの申告があった場合、再有効化を行います。その際には必ずビルカードと、本人確認可能な証明書をご持参ください。

規約追記事項 2020年3月10日